

# 茨木市の水道施設の紹介

水道施設には、大きく分けて「上水道施設」と「簡易水道等施設」があります。  
 さらに、「簡易水道等施設」は、「簡易水道施設」と「特設水道施設」に分類されます。  
 ここでは、茨木市に点在する水道施設を、上水道施設と特設水道施設に分けて紹介します。

## I 上水道施設

### 1. 十日市浄水場(とおかいちじょうすいじょう)

#### (1) 浄水処理設備

深井戸から汲み上げた地下水を着水井に集め、ここで次亜塩素酸ナトリウム及びポリ塩化アルミニウムを一定量加えて、水中の不純物と反応させてフロックを形成します。フロックを高速凝集沈澱池で沈澱除去した後、上澄み水を急速ろ過池のマンガンス砂層でろ過します。これ以外にも、浅井戸から汲み上げた地下水を紫外線処理施設で消毒した後、次亜塩素酸ナトリウムを一定量加えて処理しています。これら浄水は浄水池に貯水し、大阪広域水道企業団※ 村野浄水場から送水されてくる浄水と混合した後、送水ポンプにより「安威配水池」と「西穂積配水池」に送水しています。

所在地：茨木市十日市町16番1号

敷地面積：13,038㎡

給水開始：昭和39年(1964年)

計画施設能力：17,000㎥/日

(深井戸：12,000㎥/日)

(浅井戸：5,000㎥/日)

貯水能力：浄水池 850㎡×2池  
 浄水池 900㎡×2池  
 浄水池 2,200㎡×2池

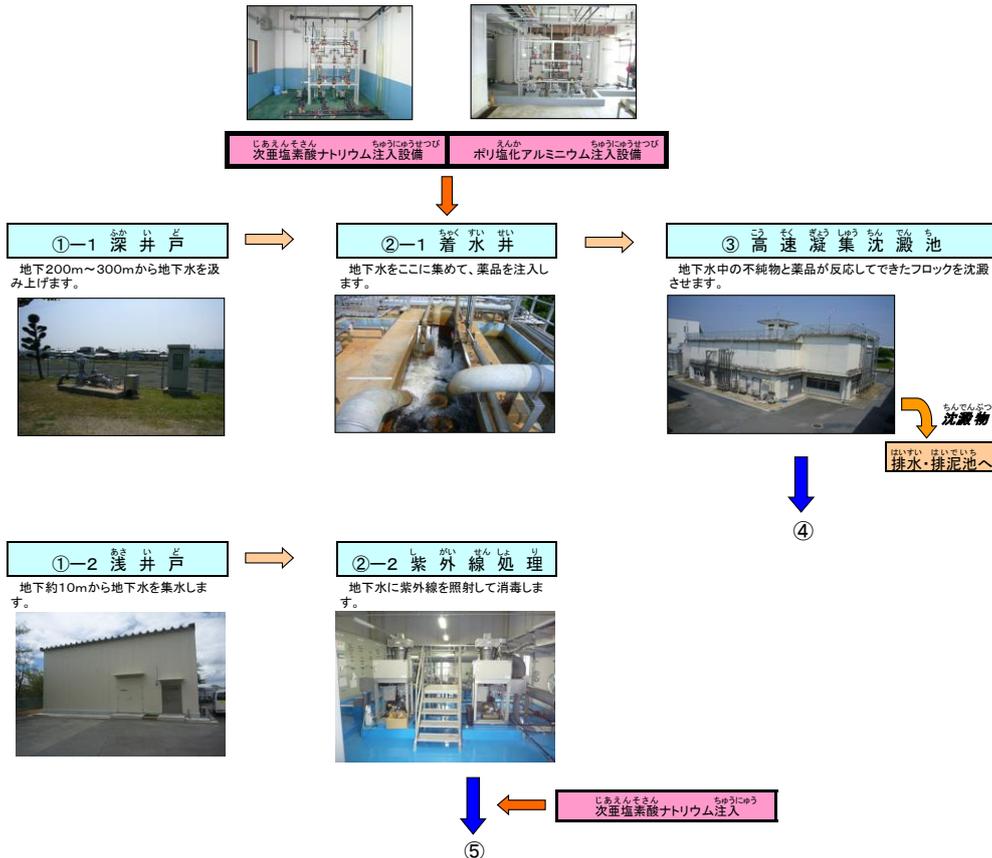
安威系ポンプ：4台

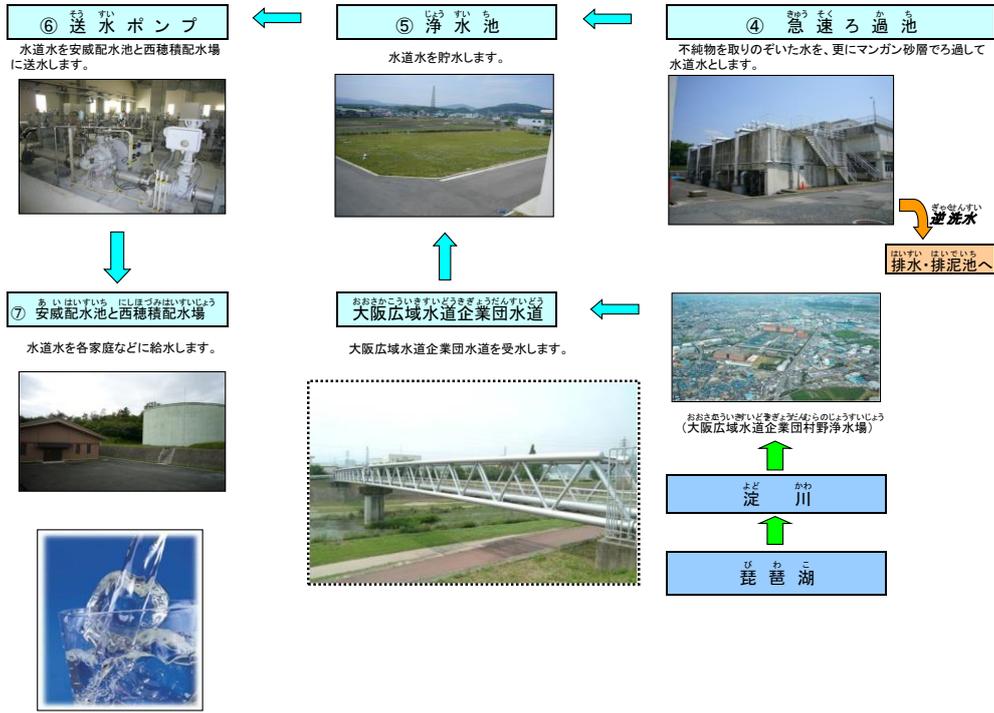
穂積系ポンプ：4台



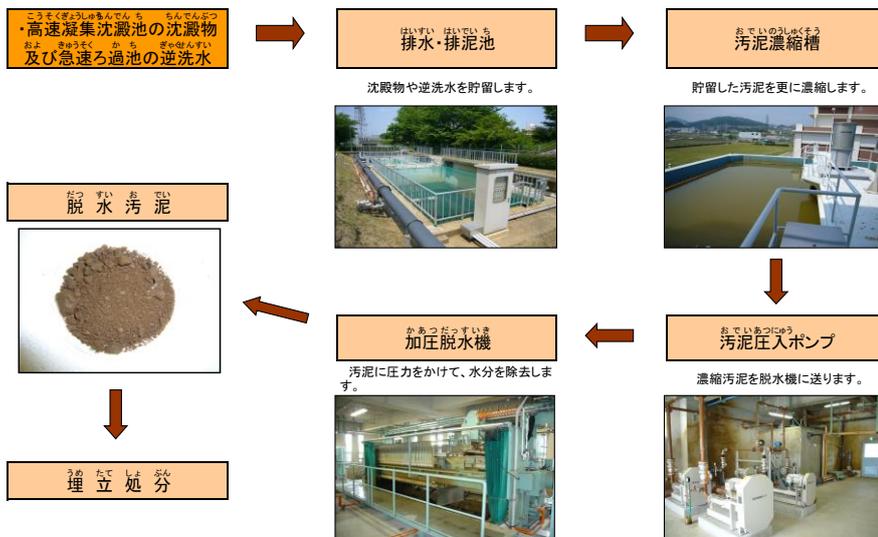
※ 大阪広域水道企業団とは  
 大阪府水道部が担ってきた府営水道を継承して設立された大阪府を除く府内42市町村で構成される用水供給事業等を行うための事業団体

#### ①【浄水処理工程】





② 【排水処理工程】



## (2) 茨木市水道施設管理センター

### ① 中央監視室

2階の中央監視室では、平成30年(2018年)10月にリニューアルした茨木市水道総合水運用管理システムにより、市内のすべての水道施設を24時間監視しています。



### ② 水質試験室

1階の水質試験室では、毎年度策定する水質検査計画に基づき市内の管末給水栓などにおいて定期的に水道水の水質検査をしています。また、給水区域の管末に水質自動監視装置を設置し、24時間水質を監視しています。



【主な水質検査機器】



重金属類検査用ICP-MS



揮発性有機塩素化合物検査用GC-MS



消毒副生成物検査用GC-MS



pH(ピーエイ)計



濁度・色度計



水質自動監視装置

2. 花園配水場(はなぞのはいすいじょう)

大阪広域水道企業団村野浄水場から受水し、自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。なお、花園配水場給水区域は、給水人口と給水量が市内で一番多い給水区域です。

所在地：茨木市花園二丁目

給水開始：昭和58年(1983年)

貯水能力：配水池 5,000m<sup>3</sup>×2池



【花園配水場の給水区域】

末広町、園田町、総持寺駅前町、総持寺一～二丁目、総持寺台、竹橋町、玉島一～二丁目、高田町、玉瀬町、玉島台、田中町、大同町、寺田町、東宮町、戸伏町、中村町、中津町、並木町、中総持寺町、西河原一～三丁目、西河原北町、西太田町、野々宮一～二丁目、橋の内一～三丁目、花園一～二丁目、平田台、平田一～二丁目、東太田一～四丁目、東野々宮町、双葉町、舟木町、別院町、本町、星見町、真砂一～三丁目、真砂玉島台、宮元町、三咲町、三島町、三島丘一～二丁目、南耳原一～二丁目、宮島一丁目、南目垣一～三丁目、目垣一～三丁目、元町、若園町

### 3. 西穂積配水場(にしほづみはいすいじょう)

大阪広域水道企業団三島浄水場から受水するとともに十日市浄水場からも受水しています。配水ポンプにより給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市西穂積町

給水開始：昭和40年（1965年）

貯水能力：配水池 3,200m<sup>3</sup>×3池  
配水池 1,400m<sup>3</sup>×1池  
配水池 3,000m<sup>3</sup>×1池

配水ポンプ：4台



【西穂積配水場の給水区域】

主原町、岩倉町、宇野辺一～二丁目、丑寅一～二丁目、小川町、蔵垣内一～三丁目、沢良宜西一～四丁目、沢良宜東町、沢良宜浜一～三丁目、新庄町、下中条町、新中条町、新和町、島一～四丁目、大正町、玉瀬町、玉水町、玉櫛一丁目、玉櫛二丁目、高浜町、天王一～二丁目、並木町、奈良町、西中条町、西駅前町、東中条町、東奈良一～三丁目、東宇野辺町、松ヶ本町、真砂一～二丁目、美沢町、水尾一～四丁目、宮島二～三丁目、横江一～二丁目、若草町、若園町

### 4. 豊川配水池(とよかわはいすいち)

大阪広域水道企業団三島浄水場から受水しています。豊川配水池からは自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市豊川五丁目

給水開始：平成8年（1996年）

貯水能力：配水池 4,000m<sup>3</sup>×3池



【豊川配水池の給水区域】

井口台、宇野辺一～二丁目、駅前一～二丁目、大字中穂積、大字宿久庄、大字福井、春日一～五丁目、上穂東町、上穂積一～四丁目、北春日丘一～四丁目、郡一～五丁目、郡山一～二丁目、下穂積一～四丁目、紫明園、新郡山一～二丁目、宿川原町、下井町、宿久庄一～二丁目、豊川一～五丁目、豊原町、中穂積一～三丁目、中河原町、西駅前町、西田中町、西穂積町、西豊川町、西福井一～四丁目、畑田町、東福井一～二丁目、藤の里一～二丁目、穂積台、松下町、見付山一～二丁目、南春日丘一～七丁目、南清水町、美穂ヶ丘、壺山一～二丁目

### 5. 安威配水池(あいはすいち)

十日市浄水場から受水しています。安威配水池からは自然流下で山手台送水ポンプ場に送水しているほか給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市安威四丁目

給水開始：昭和42年（1967年）

貯水能力：配水池 1,800m<sup>3</sup>×1池  
配水池 2,000m<sup>3</sup>×1池  
配水池 4,000m<sup>3</sup>×1池



【安威配水池の給水区域】

安威一～四丁目、五日市緑町、五日市一～二丁目、上野町、大字安威、上郡一～二丁目、十日市町、西福井四丁目、西安威一～二丁目、東福井一～四丁目、東安威一～二丁目、松下町、南耳原一～二丁目、耳原一～三丁目、南安威一～三丁目

## 6. 山手台送水ポンプ場(やまてだいそうすいぽんぷじょう)

安威配水池から受水し、送水ポンプで山手台高区配水池に送水しています。

所在地：茨木市大字安威

給水開始：平成30年（2018年）

受水能力：受水池 245m<sup>3</sup>×2池

送水ポンプ：3台



## 7. 山手台高区配水池(やまてだいこうくはいすいち)

山手台送水ポンプ場から受水しています。山手台高区配水池からは自然流下で山手台低区配水池、馬場配水池、免山配水池に送水しているほか給水区域内の各家庭などに給水しています。また、一部の給水区域では水圧が高くなりすぎるので、減圧して給水しています。

所在地：茨木市大字大門寺

給水開始：昭和48年（1973年）

貯水能力：配水池 700m<sup>3</sup>×1池  
配水池 1,800m<sup>3</sup>×1池

山手台系加圧ポンプ：2台



【山手台高区配水池の給水区域】

大字大門寺、大字生保、山手台三〜七丁目、山手台新町一〜三丁目

### 7-1. 馬場配水池(ばばはいすいち)

山手台高区配水池から受水しています。馬場配水池からは自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市大字佐保

給水開始：平成2年（1990年）

貯水能力：配水池 40m<sup>3</sup>×2池



【馬場配水池の給水区域】

大字佐保

## 7-2. 免山配水池(めざんはいすいち)

やまてだいのうこうはいすいち じゆすい めざんはいすいち しぜんりゆうか きゆうすいいきない かくかてい きゆうすい  
山手台高区配水池から受水しています。免山配水池からは自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

しよ ざい ち いばらきしおおあぎ き ほ  
所在地：茨木市大字佐保

きゆうすいけいし しょうわ ねん  
給水開始：昭和44年（1969年）

ちよすいのりよく はいすいち ち  
貯水能力：配水池 15.2m<sup>3</sup>×1池  
配水池 19.0m<sup>3</sup>×1池

めざんはいすいち きゆうすいいき  
【免山配水池の給水区域】



大字佐保

## 8. 山手台低区配水池(やまてだいていくはいすいち)

やまてだいのうこうはいすいち じゆすい やまてだいていくはいすいち しぜんりゆうか きゆうすいいきない かくかてい きゆうすい  
山手台高区配水池から受水しています。山手台低区配水池からは自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

しよ ざい ち いばらきしやまてだいてい 4 ちようめ  
所在地：茨木市山手台四丁目

きゆうすいけいし しょうわ ねん  
給水開始：昭和52年（1977年）

ちよすいのりよく はいすいち ち  
貯水能力：配水池 1,500m<sup>3</sup>×1池

やまてだいていくはいすいち きゆうすいいき  
【山手台低区配水池の給水区域】



大字桑原、山手台一～四丁目、山手台東町

## 9. 彩都受水場(さいとじゆすいじょう)

おおさかこういすいじょうあさぎだんむらのじよすいじょう じゆすい せうすい はいすいじょう こうくはいすいち せうすい  
大阪広域水道企業団村野浄水場から受水し、送水ポンプであさぎ配水場とやまぶき高区配水池に送水しています。

しよ ざい ち いばらきさいと 4 ちようめ  
所在地：茨木市彩都あさぎ四丁目

きゆうすいけいし へいせい ねん  
給水開始：平成16年（2004年）

じゆすいのりよく じゆすいち ち  
受水能力：受水池 1,500m<sup>3</sup>×2池

あさぎけいせうすい だい  
あさぎ系送水ポンプ：2台  
やまぶき系送水ポンプ：3台



### 9-1. あさぎ配水場(あさぎはいすいじょう)

彩都受水場から受水しています。あさぎ配水場からは送水ポンプであかね配水池に送水しているほか自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市彩都あさぎ七丁目

給水開始：平成16年(2004年)

貯水能力：配水池 950m<sup>3</sup>×2池

送水ポンプ：2台



【あさぎ配水場の給水区域】

彩都あさぎ一～六丁目、清水一～二丁目、大字宿久庄、宿久庄二～七丁目、藤の里二丁目

### 9-2. あかね配水池(あかねはいすいち)

あさぎ配水場から受水しています。あかね配水池からは自然流下で給水区域内に給水しています。また、配水ポンプにより給水している区域もあります。

所在地：茨木市彩都あかね

給水開始：平成27年(2015年)

貯水能力：配水池 380m<sup>3</sup>×2池

配水ポンプ：3台



【あかね配水池の給水区域】

彩都あかね

### 9-3. やまぎ高区配水池(やまぎこうくはいすいち)

彩都受水場から受水しています。やまぎ高区配水池からは自然流下でやまぎ中区配水池に送水しているほか給水区域内の各家庭などに給水しています。また、配水ポンプにより給水している区域もあります。

所在地：茨木市彩都やまぎ五丁目

給水開始：平成21年(2009年)

貯水能力：配水池 630m<sup>3</sup>×2池

配水ポンプ：3台



【やまぎ高区配水池の給水区域】

彩都やまぎ五丁目

#### 9-4. やまぶき中区配水池(やまぶきちゅうくはいすいち)

やまぶき<sup>ちゅうくはいすいち</sup> 中区配水池から受水<sup>じゅうすい</sup>しています。やまぶき<sup>ちゅうくはいすいち</sup> 中区配水池からは自然流<sup>しぜんりゅうか</sup>下<sup>か</sup>でやまぶき<sup>ていくはいすいち</sup> 低区配水池に送水<sup>そうすい</sup>しているほか給水<sup>きゅうすい</sup>区域内<sup>くわい</sup>の各家庭<sup>かくかてい</sup>などに給水<sup>きゅうすい</sup>しています。

所在地<sup>しよざい</sup>：茨木市<sup>いばらき</sup>彩都<sup>さいと</sup>やまぶき<sup>ちゅうく</sup>五丁目<sup>ごちようめ</sup>

給水開始<sup>きゅうすいかいし</sup>：平成<sup>へいせい</sup>19年<sup>ねん</sup> (2007年)

貯水能力<sup>ちよすいのうりょく</sup>：配水池<sup>はいすいち</sup> 880<sup>ち</sup>m<sup>3</sup>×2池



【やまぶき<sup>ちゅうくはいすいち</sup> 中区配水池<sup>きゅうすい</sup>の給水区域<sup>くわい</sup>】

彩都あさぎ三～四丁目、彩都あさぎ七丁目、彩都やまぶき二丁目、大字粟生岩坂

#### 9-5. やまぶき低区配水池(やまぶきていくはいすいち)

やまぶき<sup>ちゅうくはいすいち</sup> 中区配水池から受水<sup>じゅうすい</sup>しています。やまぶき<sup>ていくはいすいち</sup> 低区配水池からは自然流<sup>しぜんりゅうか</sup>下<sup>か</sup>で給水<sup>きゅうすい</sup>区域内<sup>くわい</sup>の各家庭<sup>かくかてい</sup>などに給水<sup>きゅうすい</sup>しています。

所在地<sup>しよざい</sup>：茨木市<sup>いばらき</sup>彩都<sup>さいと</sup>やまぶき<sup>ちゅうく</sup>五丁目<sup>ごちようめ</sup>

給水開始<sup>きゅうすいかいし</sup>：平成<sup>へいせい</sup>20年<sup>ねん</sup> (2008年)

貯水能力<sup>ちよすいのうりょく</sup>：配水池<sup>はいすいち</sup> 360<sup>ち</sup>m<sup>3</sup>×2池



【やまぶき<sup>ていくはいすいち</sup> 低区配水池<sup>きゅうすい</sup>の給水区域<sup>くわい</sup>】

彩都あさぎ一丁目、彩都あさぎ五～六丁目、彩都やまぶき一丁目、彩都やまぶき三丁目、彩都やまぶき五丁目

#### 10. 泉原受水場(いずはらじゅすいじょう)

いずはら<sup>いずはら</sup> 泉原受水場では隣接する大阪広域水道企業団<sup>おおさかこういすいじどうぎぎょうだん</sup> 北部第3<sup>ほくほ</sup> (泉原) ポンプ場から受水<sup>じゅうすい</sup>し、送水<sup>そうすい</sup>ポンプで泉原配水池<sup>いずはらはいすいち</sup>に送水<sup>そうすい</sup>しています。

所在地<sup>しよざい</sup>：茨木市<sup>いばらき</sup>大字<sup>だいじ</sup>泉原<sup>いずはら</sup>

給水開始<sup>きゅうすいかいし</sup>：平成<sup>へいせい</sup>18年<sup>ねん</sup> (2006年)

受水能力<sup>じゅうすいのうりょく</sup>：受水池<sup>じゅうすいち</sup> 71.5<sup>ち</sup>m<sup>3</sup>×2池

送水ポンプ<sup>そうすい</sup>：2台<sup>だい</sup>



### 10-1. 泉原配水池(いずはらはいすいち)

泉原受水場から受水しています。泉原配水池からは自然流下で下音羽送水ポンプ場、忍頂寺送水ポンプ場、安元・板谷配水池に送水しているほか給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市大字泉原  
給水開始：平成18年(2006年)  
貯水能力：配水池 200m<sup>3</sup>×2池

【泉原配水池の給水区域】

大字泉原、大字大岩、大字千提寺



### 10-2. 忍頂寺送水ポンプ場(にんちょうじそうすいぽんぷじょう)

泉原配水池から受水し、送水ポンプで忍頂寺配水池に送水しています。

所在地：茨木市大字忍頂寺  
給水開始：平成元年(1989年)  
貯水能力：受水池 12m<sup>3</sup>×1池  
送水ポンプ：2台



### 10-3. 忍頂寺配水池(にんちょうじはいすいち)

忍頂寺送水ポンプ場から受水しています。忍頂寺配水池からは自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市大字忍頂寺  
給水開始：平成元年(1989年)  
貯水能力：配水池 56m<sup>3</sup>×2池

【忍頂寺配水池の給水区域】

大字忍頂寺



#### 10-4. 下音羽送水ポンプ場(しもおとわそうすいぽんぷじょう)

いずはらはいすいち じゆすい そうすい しもおとわはいすいち そうすい  
泉原配水池から受水し、送水ポンプで下音羽配水池に送水しています。

しよざいち いばらきしおおあぎしもおとわ  
所在地：茨木市大字下音羽

きゆうすいかいし へいせい ねん ねん  
給水開始：平成12年（2000年）

ちよすいのうりよく じゆすいち ち  
貯水能力：受水池 10.1m<sup>3</sup>×1池

そうすい たい  
送水ポンプ：2台



#### 10-5. 下音羽配水池(しもおとわはいすいち)

しもおとわそうすい じよすい じゆすい しもおとわはいすいち しぜんりゆうか きゆうすいきいきない かくたてい きゆうすい  
下音羽送水ポンプ場から受水しています。下音羽配水池からは自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

しよざいち いばらきしおおあぎしもおとわ  
所在地：茨木市大字下音羽

きゆうすいかいし へいせい ねん ねん  
給水開始：平成12年（2000年）

ちよすいのうりよく はいすいち ち  
貯水能力：配水池 51m<sup>3</sup>×2池

しもおとわはいすいち きゆうすいきいき  
【下音羽配水池の給水区域】

大字下音羽



#### 10-6. 安元・板谷配水池(やすもと・いたやははいすいち)

いずはらはいすいち じゆすい やすもと いたやははいすいち しぜんりゆうか きゆうすいきいきない かくたてい きゆうすい  
泉原配水池から受水しています。安元・板谷配水池からは、自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

しよざいち いばらきしおおあぎくらまつり  
所在地：茨木市大字車作

きゆうすいかいし へいせい ねん ねん  
給水開始：平成8年（1996年）

ちよすいのうりよく はいすいち ち  
貯水能力：配水池 40m<sup>3</sup>×2池

やすもと いたやははいすいち きゆうすいきいき  
【安元・板谷配水池の給水区域】

大字安元、大字車作



## 11. 上音羽受水場(かみおとわじゅすいじょう)

上音羽受水場では隣接する大阪広域水道企業団多留見浄水池から受水し、送水ポンプで上音羽配水池と銭原配水池に送水しています。

所在地：茨木市大字上音羽

給水開始：平成19年（2007年）

受水能力：受水池 42m<sup>3</sup>×2池

送水ポンプ：3台



### 11-1. 上音羽配水池(かみおとわはいすいち)

上音羽受水場から受水しています。上音羽配水池からは自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市大字上音羽

給水開始：平成7年（1995年）

貯水能力：配水池 61m<sup>3</sup>×2池

【上音羽配水池の給水区域】

大字上音羽



### 11-2. 銭原配水池(ぜにはらはいすいち)

上音羽受水場から受水しています。銭原配水池からは自然流下で長谷配水池に送水しているほか給水区域内の各家庭などに給水しています。

所在地：茨木市大字銭原

給水開始：平成7年（1995年）

貯水能力：配水池 62m<sup>3</sup>×2池

【銭原配水池の給水区域】

大字銭原、大字長谷



### 11-3. 長谷配水池(ながたにはいすいち)

ながたにはいすいち じゆすい ながたにはいすいち しぜんりゆうか きゆうすい いまない かつかてい きゆうすい  
銭原配水池から受水しています。長谷配水池からは自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

しよざいち いばらきしおおあぎながたに  
所在地：茨木市大字長谷

きゆうすいかいし へいせい ねん  
給水開始：平成9年（1997年）

ちよすいのりよく はいすいち  
貯水能力：配水池 24m<sup>3</sup>×2池

【ながたにはいすいち きゆうすいくいき】

大字長谷



## II 特設水道施設

### 1. 清阪特設水道(きよさかとくせつすいどう)

ちかすい くもり せいどく すいどうすい すいどうすい きよさかはいすいち きゆうすい しぜんりゆうか きゆうすい いまない  
地下水を汲み上げ、消毒して水道水とします。水道水は送水ポンプにより清阪配水池に送水し、自然流下で給水区域内の各家庭などに給水しています。

#### ① 清阪浄水場

しよざいち いばらきしおおあぎきよさか  
所在地：茨木市大字清阪

けいかくしせつのりよく  
計画施設能力：31m<sup>3</sup>/日

けいかくきゆうすいじんこう にん  
計画給水人口：60人

きゆうすいかいし へいせい ねん  
給水開始：平成元年（1989年）

ちよすいのりよく じよすい  
貯水能力：浄水池 5.3m<sup>3</sup>×2池

きゆうすい  
送水ポンプ：2台



#### ② 清阪配水池

しよざいち いばらきしおおあぎきよさか  
所在地：茨木市大字清阪

きゆうすいかいし へいせい ねん  
給水開始：平成元年（1989年）

ちよすいのりよく はいすいち  
貯水能力：配水池 32m<sup>3</sup>×2池

【きよさかはいすいち きゆうすいくいき】

大字清阪



## 【 参 考 資 料 】

### 水道法(昭和三十二年六月十五日法律第七十七号)(抜粋)

(責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

(用語の定義)

**第三条** この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- 一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

**第四条** 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(事業の認可及び経営主体)

**第六条** 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

(給水義務)

**第十五条** 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

(検査の請求)

**第十八条** 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

(水質検査)

**第二十条** 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。